○関東地方整備局告示第二百六十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二日　関東地方整備局長　泊　宏

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
宇都宮市宮の内二丁目一八四番二一から同市宮の内一七三番六七まで	前	一二・三六～五〇・二四メートル	〇〇・四二八キロメートル	
	後	一五・六三～五〇・二四メートル	〇〇・四二八キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○北陸地方整備局告示第七十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二日　北陸地方整備局長　小俣　篤

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十九号	金沢市神谷内町タ六番一から同市東長江町ろ二一番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十一月四日

○北陸地方整備局告示第八十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二日　北陸地方整備局長　小俣　篤

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十七号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
南魚沼市竹俣字前田一八一番一から同市四十日字南原二八七九番一まで	前	一三・六〇～一八・〇〇メートル	五五・四〇キロメートル	
	後	一三・六〇～一八・〇〇メートル	五五・四〇キロメートル	
	前	一八・〇〇～一八・二〇メートル	四・八七一キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	一八・〇〇～一八・二〇メートル	四・八七一キロメートル	
	前	B	一一・九四〇メートル	
	後	B	三・九四〇メートル	

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○九州地方整備局告示第百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二日　九州地方整備局長　増田　博行

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	二百八号	柳川市大和町豊原字荘家形二六九番一から同市西蒲池字逆井出九六番一まで	九州地方整備局及び福岡国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

三　占用を制限する理由

四　占用の制限の開始の期日

平成二十九年十一月三日

○九州地方整備局告示第百七十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二日　九州地方整備局長　増田　博行

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四百九十七号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
松浦市今福町浦免字宮田三二〇番一から同市調川町下免字赤壽一三一九番一まで	前	一五・三〇～一〇四・四〇メートル	二・五七八キロメートル	
	後	一五・三〇～一〇四・四〇メートル	二・五七八キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二日　九州地方整備局長　増田　博行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百九十七号	松浦市今福町浦免字田川原一五二番一から同市調川町下免字赤壽一三一九番一まで	九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十一月五日

○九州地方整備局告示第百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二日から二週間九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二日　九州地方整備局長　増田　博行

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　四百九十七号
三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
松浦市今福町浦免字田川原一五二番一から同市調川町下免字赤壽一三一九番一まで	一三・〇〇～一〇四・四〇メートル	二・六一〇キロメートル

四　指定する期日　平成二十九年十一月二日